

添付法令資料 4 :

代替市場運営者に関する 2019 年 2 月 19 日付インドネシア共和国
金融サービス庁規則 No.8/POJK.04/2019 (目次)

同月 21 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 代替市場運営者の事業活動、資本及び株式保有者
 - 第 1 節 事業活動 (第 3 条ないし第 8 条)
 - 第 2 節 資本及び株式保有者 (第 9 条ないし第 13 条)
- 第 3 章 代替市場運営者の取締役会及び監査役会 (第 14 条ないし第 22 条)
- 第 4 章 代替市場運営者の運営及び内部統制 (第 23 条及び第 24 条)
- 第 5 章 代替市場運営者の許可申請手続 (第 25 条ないし第 28 条)
- 第 6 章 代替市場運営者の規定及び定款に対する変更
 - 第 1 節 代替市場運営者の規定 (第 29 条)
 - 第 2 節 代替市場運営者の定款 (第 30 条)
- 第 7 章 代替市場運営者の報告 (第 31 条及び第 32 条)
- 第 8 章 制裁規定 (第 33 条ないし第 35 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 36 条及び第 37 条)
- 第 10 章 終則 (第 38 条及び第 39 条)